

「山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助」の概要

1 事業創設の背景

- (1) 中高年層を中心とした百名山ブーム等により、特定の山に登山者が集中し、登山者のし尿による自然環境への影響が大きな問題となった。

当時の山小屋のトイレはし尿を未処理のまま地下浸透、または放流するタイプが多く、大腸菌が沢水を汚染し、周辺生態系への影響が懸念されるほか、分解されないトイレットペーパーが山肌に残り、悪臭を放っていた。

特に、1990年代後半には世界遺産登録を目指している富士山のし尿処理がクローズアップされたこと等を契機として、各地の山岳地におけるし尿処理の問題が大きな社会問題となった。

- (2) 一方、山小屋に求められる機能は、登山者への宿泊や食事のみならず、水、トイレの提供等から登山者の避難・医療体制の確保まで拡大しており、山小屋は登山者にとって、ますます重要な役割を果たすようになってきている。

- (3) このような状況を踏まえ、環境省は、国立公園等の自然環境を保全する必要性が高い地域において、1999年度(平成11年度)の補正予算から「山岳環境等浄化・安全対策緊急事業」により山小屋事業者等が環境浄化及び安全対策に必要な施設を整備する場合に、その経費の一部を支援することとした。

2 山岳環境等浄化・安全対策緊急事業の概要

(1) 補助金の概要

山岳地域等の条件不利地において、し尿・排水処理施設、登山者の避難施設等の整備についてその経費の 1/2 を補助。市町村及び民間への補助は都道府県を経由する間接補助とする。

(2) 施設整備の実施主体

自然公園（国立公園・国定公園・都道府県立自然公園）内において事業を執行する都道府県、市町村及び民間の山小屋等事業者。

この場合、山小屋等とは次の要件をすべて満たす施設とする。

- ① 登山者等の利用に供する宿舎、休憩所あるいは避難小屋
- ② 商業電力、上水道、下水道、車道のいずれかが利用できない場所にあること。
- ③ 一般のゴミ収集区域外にあること。
- ④ 相当程度の利用者数があること。

(3) 交付の対象となる施設

- ① 排水・し尿処理施設
- ② 廃棄物の分別・処理施設
- ③ 緊急避難・応急医療施設

(4) 対象事業の事業費

1 件あたりの事業費の上限は設定しないものの、下限は 1,000 万円（国費 500 万円）とする。

3 実績

平成 11 年度から平成 21 年度までに 100 箇所実施

山岳トイレ整備の背景



富士山のし尿(平成10年頃)



富士山では冬の小屋じまいの前に、溜まったし尿を放流していた。

富士山のし尿(平成10年頃)



富士山の廃物(平成10年頃)



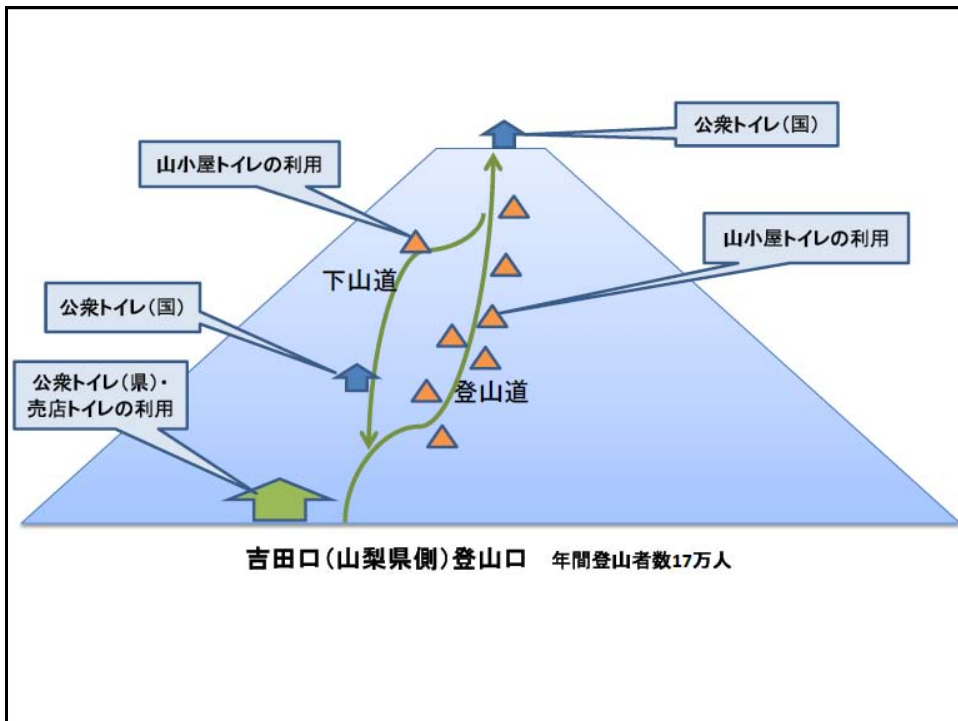
富士山の山小屋のトイレ(八合目江戸屋 平成13年 整備後)



トイレが整備された後、し尿の放出はなくなった。

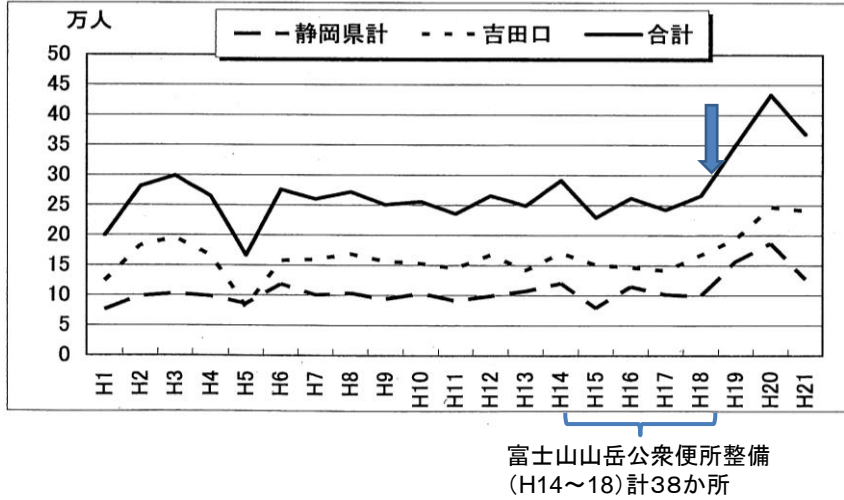
富士山におけるトイレの配置

富士山では、環境省が行う自然公園整備事業(公共事業)によるトイレ整備、山梨県・静岡県によるトイレ整備を基本に、不足している途中の区間のトイレを山小屋トイレにより、いわば「補充」していただくことで、全体として利用者の方々が「トイレに困らない状況」を作り出した。



年度別富士山登山者数

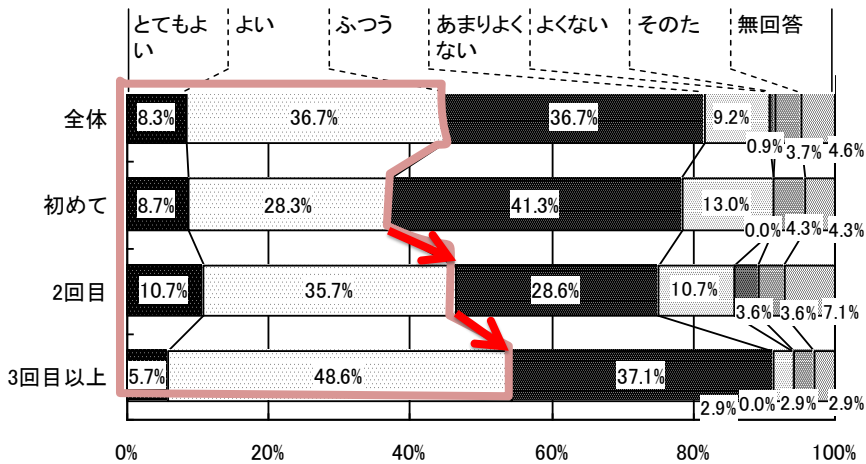
富士山では、トイレ整備が完了し使用可能となった平成19年度以降、登山者数が増加している。



(静岡県観光協会等集計)

富士山の登山回数別、トイレに対する評価

登山回数とトイレへの評価を比較すると、全体では、「とてもよい」と「よい」を合わせた“高評価”が45.0%となっている。また、3回目以上で「よい」は全体に比べ11.9ポイント高くなっており、全体的に多く訪れるほど“高評価”となっている。



平成19年度 富士山トイレ調査業務 報告書 静岡県県民部環境局自然保護室